

令和5年度第1回 さいたま市文化財保護審議会 議事録

1 日 時 令和5年7月20日(木) 10時00分から12時00分まで

2 場 所 ときわ会館第3会議室

3 出席者名

【委員】

所 属 等	分 野	氏 名	役 職
元埼玉県立文書館副館長	古文書・歴史資料	重田 正夫	
埼玉大学准教授	歴史資料	清水 亮	
元埼玉県立民俗文化センター所長	彫刻・工芸品	内藤 勝雄	会長
女子美術大学染織文化資源研究所研究員	保存修復	長井 まみ	
元埼玉県立高校教諭	天然記念物	成谷 俊明	
日本工業大学名誉教授	建造物	波多野 純	
元埼玉県立文書館司書主幹	古文書	原 由美子	副会長
國學院大學名誉教授	無形・民俗	茂木 栄	
日本大学教授	考古・史跡	山本 孝文	
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子	

【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
生涯学習部	部長	辻 美由紀
文化財保護課	課長	柴田 崇
文化財保護課	課長補佐	澤柳 秀実
文化財保護課 文化財保護係	係長	磨田 顕寛
文化財保護課 埋蔵文化財係	係長	吉岡 卓真
文化財保護課 文化財保護係	主任	菊地 慶徳
文化財保護課 文化財保護係	主事	渡辺 竜行
文化財保護課 史跡整備係	主事	本澤 航
文化財保護課 文化財保護係	主事	姫野 諒太郎

4 欠席者名

【委員】

所 属 名	分 野	氏 名
立教大学名誉教授	歴史資料	老川 慶喜

埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員	絵画	大越 久子
目白大学講師	天然記念物	小茂田 美保
日本考古学会協会会員	考古・史跡	笹森 紀己子
元埼玉県立歴史と民俗の博物館学芸主幹	無形・民俗	三田村 佳子

5 議 事

(1) 報告事項

第1号 令和5年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画の作成について

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

記

(1) 報告事項

第1号 令和4年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画の作成について

- ・第1号を報告（資料3ページから5ページ）
- ・第2号を報告（資料6ページから19ページ）
- ・各号について事務局に対し以下のような意見等があった。

（事務局）

令和5年度に取り組む事業の概要の中で、特にご報告申し上げたいと考える事業等について、簡単に説明する。

【3補助金交付事業、4指定文化財の普及啓発、5市所有文化財の管理、7埋蔵文化財の普及啓発について事務局より説明】

（内藤会長）

ただいまの報告の説明について、ご意見、質問はあるか。

私が関係した修理のところ、疑問がある。指定文化財を修理するか否かという決断をするのはどこでいつ誰がするか。（寄託されている）博物館からあれが傷んでいるという話が来たということは耳にはしたが、修理しようという決定について、事前の相談みたいなこと

は、この委員会で諮られていない。結果だけ報告される。政令指定都市の中で、さいたま市は指定文化財が多い割に予算が少ないという話がさんざん出てきている。その少ない予算の中で、大般若経の裏打ちというのは、毎年毎年やっている。これはいつまでやるのか。私の感覚の中では大般若経は 600 巻ある。その 600 巻のうちの 1 年間に何巻やって、今後まだ何年続けるという情報というのは持っていない。また、事前に大般若経を修理するという話もここでは、過去を振り返っても聞いてはいないと思う。ただこれは県指定だから、県と協議ということがあるかもしれないが。前回もこの会議で私は言ったが、国指定、県指定の場合は国や県から補助金が出る。県指定の場合は、県が半分出して、残りの半分の半分を市が補助する。そうすると所有者が 4 分の 1 の予算でできる。

前回私が例に出した、高木地藏堂の絵は、檀家が 4, 5 件しかいない。県や市がいくらか負担しようが、4, 5 件の檀家で残りの数十万、100 万近いお金なんていうのはほとんど用意できない。今の世の中と一緒で、所有者間で格差が広がってしまっている。岩槻の龍門寺でいえば 50 万や 100 万円のお金は出せると思う。そういうところが修理して、予算がないところが全く修理できないのが現状だ。しかも龍門寺の像を考えたときに、壊れる寸前という状態ではない。もっと急ぐものがあるのではないかと個人的に思う。

前回も申し上げたが、さいたま市の文化財自体が寄せ集めだ。だから地域によっては、その所有者と文化財保護課との間で、ちゃんと繋がる場所と繋がらない場所がある。まず教育委員会の文化財保護課がまとまって、所有者と対するという形に進んでいかないといつまでたっても変わらない。

(事務局)

内藤会長が言ったことは、文化財保護行政が抱えている非常に良くないところであると認識している。所有者との関係を密に図っていくということも必要であり、あわせて審議委員の先生方のご意見を十分尊重した上で、修理方針等を考えていくべきということも認識しているところだ。文化財に関して、市に限らず県も含め、来年度の予定がどういう形で行われるかという予算についての方針決定について、締め切りが年々早まる傾向にある。市は、県や国が予算措置するために、早めに次年度の計画を作るように求められる。そこで審議員の先生方に、十分修理方針とか確認ができず、連携不足になってしまっているというところは、確かにあると思う。

(内藤会長)

それは大いにあると感じている。もっと早くに修理した方がいいという案件があるのに異なるものが修理に回っている。その検討は審議会ではしてない。とするとそれは誰が決定しているのか。文化財保護課が来年これを修理しようと決めて、それで修理が終わった時点、もしくは途中で、委員の先生に、その時の現状を見てきてほしい、あのような修理でいいかというふうに預けられてしまうだけ。先日私がたまたま見た、徳川像について、すぐに修理が必要な状況でもない。

しかも当時、修理した予算書は見たが、市はどの程度補助金を出したのかなどは掴めてい

ない。そもそもいくらかかったか他の委員の方は知らないと思う。特に私が、数量が多くて問題にするのは大般若経だ。対象の大般若経は全部で何巻あるのか。我々の意識の中で大般若経といえど600巻だ。裏打ちといってどういうふうな形でやっているのか。つまり、冊子になっている大般若経であれば、裏打ちなんかしたら倍の厚さになってしまう。折本であったとしても、それを裏打ちし直すのか、補修だけにしているのか、そういう状況も委員は知らない。これはおかしいと思わないか。それは県との協議の上だということで、もうそのまま県がやると言ったから、さいたま市は、補助金出して通過しているだけだというも筋が違うのではないかと私個人的には思う。悪いことをしているわけではないので、もう少し我々に対しても情報を明かしてもらいたい。

高木地蔵堂について、財団で補助する募集があったので手を挙げたけど通らなかったという話があった。しかし手を挙げて補助が通らなかったから、修理しなかったというのもおかしいと思う。ボロボロで、博物館が何年前かに展覧会で展示しようと思いき、実物を見に行ったら開けないと担当者がいう。崩れてしまうと。前回は申し上げたが、市の博物館が保管しても破損が進むだけだ。大般若経の修理をやめろと言っているわけではないが、年に6巻ずつ直しても100年かかる。

有形文化財の修理代というのは高額だ。我々を含め、もっと広く知らしめるべきである。龍門寺の像を直すのは決して悪くない。むしろ良い。だけど、博物館に言われたからそれを行ったというのでは、おかしいのではないか。やる前に我々に見せるべき。

(事務局)

各審議員の先生方との連携をより密にしていきたい。審議会の中でしか顔を合わせることがない先生方もいる。先生方はお忙しいとは思いますが、今後はその辺を改善させていただき、より積極的に情報提供できるようにして参りたい。

(内藤会長)

前回の審議会の話では、天然記念物に関しては、現地を回り始めているとのことだった。しかし、例えば有形文化財に関しては、これを修理したいという話は一切ない。

この場で、龍門寺の像の修理をするのはどうかと諮る必要はない。担当者だけでよいと思う。天然記念物は天然記念物の先生方と相談、古文書は古文書の先生方と相談でよいと思う。だとしたら、龍門寺の像のような有形文化財のようなものは、私に相談があってもしかるべきと思っていた。しかし修理がほぼ終わりの段階で、確認に来てくださいということであったため、だれが修理することを決めたのかと不思議に思った。修理には費用がかかるものだ。この委員会も年2回しかやらないのだから、ここに出されても非常に疑問なわけだ。だからもう少ししなめに、各委員の先生と連絡を取り合いながらやれば、私が今こういう話を出した時に、例えば重田さんに相談していたとしたら、「私が話を受けていました」と、ここで彼がそういう話をできる。

もう一つ。前回、天然記念物の取り消しについて答申が出た。

枯死して切ったということだったが、枯死した時点で指定の解除にならないのか。枯死し

ていても指定文化財であるので、枯死したからといって解除の前に切ってしまうてよいのか。緊急を要する場合は指定文化財を傷つけていいという条文や申し合わせはあるか。時系列的な問題。今回は緊急事態ということで、これを切らないと、虫が広がってしまう。切って焼却処分したという事情はわかる。切ることにしては、小茂田さんをはじめとした天然記念物の先生と相談していただいたということもわかる。わかるけれどもその場合、緊急に解除しましょうと例えば持ち回りで、電話でもいいが、何人かの先生の賛同を得て解除しましたというふうに持っていけば何となく納まるのではないか。緊急事態だからといってそのまま文化財を切ってしまうてよいかということに疑問を感じた。

今の話と先ほどの修理の予算の話については、今回取り上げようと思っていた。横浜では3000万補助金出したという話が前回の会議で挙がったが、さいたま市は大体どのぐらいの予算があるかということをお我々は知らない。民俗芸能関係にも補助金を出しているようだ。一つの団体が幾らぐらい出しているかということも、誰も承知していないのではないか。

(波多野委員)

ちょうど話題が出たので申し上げなければいけないと思ったのは、前回の会議でも取り上げた岩槻の洞雲寺の山門に関して、あれは修理の申し出があったのに、市が補助金を出さなかったおかげで取り壊されたわけだ。市指定文化財が、許可もなくかどうかという点については分からないが、取り壊されていて、だけど、指定解除してない。何故かといえば部材が残っているから。ただ部材がどこに残っているかも知らない。再建の可能性があるのかもわからない。指定解除するのが面倒だから、部材を残しているだけなのではないか。今市民が、市の文化財を調べて洞雲寺に見に行ってもものはない。これはおかしい。

(事務局)

洞雲寺の山門の解体材については今、文化財保護課が管理している施設である旧与野公民館に保管している。その当時の話し合いとして、太田氏との関連性について、改めて、調査研究をさせていただいた上で、その価値について確認したいということで預かっている状態であるとの記録が残されている。そのためその結果が出次第、解除すべきかどうかというところを、諮るべきかと考えている。

(波多野委員)

そのような話は知らない。

(内藤会長)

担当の先生が知らないのはおかしい。

しかも、所有者が持っている指定文化財をどこか貸すのだったら所在場所変更届、修理するから現状変更を市は要求している。それなのに市自身はそれらをやっているのかと言われてしまうような状況。山門を取り壊すのなら現状変更届が必要なのではないか。市自身がやるから現状変更も何もないということになってしまうのか。

その辺の制度ややり方について、修理の話が出てきたらまず検討すべき。検討したらずぐ修理しなさいなんてことを言っているわけではない。何百万何千万かかるのは知っている。

しかしそれなりの手順を踏んで、少なくとも担当の先生には相談して進めていかないといけない。文化財保護課と資料所有者の間の繋がりが希薄。それから文化財保護課と審議委員の繋がりも結構希薄な現状だと私は感じる。

(事務局)

洞雲寺の問題に関しては、正直言ってしまえば、人事異動が早過ぎて、その解体に携わった職員が現在全くいない状態だ。しかし引継ぎがしっかりなされてなかったということは組織として反省すべき点だ。今後はより活発に審議委員の先生方に、お伺いを立てていかなければならないと感じている。

(内藤会長)

前回の会議でも、事務局が人事異動の件について触れている。それはわかる。しかし、例えば県の人事で言うと学芸員と行政の職員では異動期間が違ってくる。行政は2、3年で異動する。我々学芸員は最低5年。文化財保護課というところは、行政的な面と、学芸的な面を持っている課。全員学芸員資格のある人間を配置してほしいとは言わないが、学芸的なことをやりたい人間をできれば育成して配置してほしい。

(事務局)

いただいた意見は本当にごもつともなことだと認識している。ここ数年改善されないまま来てしまい20年近く経っているという状態なので、真摯に受けとめなければならない。我々ができることとしては所有者と密に接触すること。文化財保存活用地域計画等にも関わってくるが、所有者を第一に考えることと同時に審議委員の先生の皆様ともより関わらせていただく必要がある。現状どうしても遠慮してしまい、なかなかご意見が伺えない職員がいるというのは事実。その遠慮の垣根を越えて、積極的にご相談させていただけるように、改善して参りたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

(内藤会長)

数年前の話になるが、岩槻の浄安寺の児玉南柯の墓が傾いている件について、何回か通って話をするよう当時の職員にした。1回や2回ではなく何回か通えば、うちでやるよと言ってくれる可能性があるという話をした。通えばやはり違うと思う。今の文化財保護課の職員とさいたま市域の資料所有者の間でコンタクトを取ってもらえば、補助金が無くても修理してあげることがあると思う。文化財保護課の職員と資料所有者との間で、コミュニケーションが大事。それをお願いしたい。

長くなってしまったが、先の天然記念物の解除の問題については、例えば緊急事態の場合は、その場で3人の先生の意見で解除できるというような内規みたいなものを作らないときりが無い。自然災害で指定の木が倒れてしまったりしたら、これはもう倒れた時点で、解除ではないか。ついてはそういうことをある程度念頭に置いて事務手続きを進めた方がいいのではないかと思う。先ほどの波多野先生の話ではないが洞雲寺の指定文化財を壊してしまって解除しないのもおかしい。矛盾が生じる。こうした例は、はたけば出てきてしまうのかもしれないが、大まかなところではよく考えて欲しい。よろしくお願ひしたい。

(事務局)

ご指摘いただいた点については課内で検討し改善して参りたい。

(内藤会長)

それでは次に報告事項第 2 号さいたま市文化財保存活用地域計画の策定について事務局より説明を。

(事務局)

ただいま策定中のさいたま市文化財保存活用地域計画について、文化財保護法第 183 条の 3 の第 3 項において、文化財保護審議会の意見を聞くことが規定されている。よって、現在策定中のさいたま市文化財保存活用地域計画の進捗状況等についてご報告させていただく。今回新たに委嘱された先生方もいるので、そもそも文化財保存活用地域計画とは、というところから、説明する。

【事務局にて資料 6 ページから 19 ページについて説明】

(内藤会長)

ただ今の説明についてご意見ご質問あるか。

(渡辺委員)

少し補足をする。

2 月 28 日に前回の文化財保護審議会が開催され、保存活用地域計画の会議が 3 月 8 日に開かれた。2 月 28 日に皆様方からちょうだいした意見を伝えたが、口頭での発言だったので、こちらの文化財保護審議会の協議事項や皆様のご意見が 100%伝わったわけではないため、こちらの議事録をぜひ渡してほしい。加えて、策定委員会の議事録は、審議会の方にフィードバックがあれば、よりクリアなやりとりができるのではないかと思う。

今年度中にこの計画の報告書をまとめて、来年度令和 6 年度から 7 ヶ年の認定を文化庁から受けるという計画であり、とても大切な年だ。ぜひこちらの審議会の方からも、忌憚のないご意見をいただき、反映させたい。

(内藤会長)

今の話で、議事録の交換はできるか。それはなるべく早くにやってもらったほうがいい。

(茂木委員)

保存活用計画というのはわかるが、それに「地域」が入るということで、要するに、地域づくりとかまちづくりとか、まちおこしとか、そういう広がりを持たせようという政策だというふうに思う。だとすると、ここで具体的な計画策定がある中で、その地域という部分が少し弱いという感じがする。もう少し、人と人との助け合いとか繋がり、コミュニティという言葉を入れてもらいたいと思う。お祭りにしても、行事にしても、コミュニティの行事としてコミュニティの繋がりを保障するものであると考える。コミュニティや家、生活文化といった言葉が、一つ入るだけで大分違う。地域ということを反映するのではないかというふ

うに思う。

それからもう一つ。

やはりこのさいたまの特徴として、見沼地域ということが出されているわけだが、これを見ると大分個別的な「点」で表されている。対象というのが、通船堀、クマガイソウ、見沼くらしっく館といった「点」だが、やはり見沼の場合、見沼代用水があって、それも西縁東縁という構造を残しており、中央には悪水があってちゃんと排水まで作ってある。その風土づくりというのが、明確にまだ残っている地域だと考える。日本の中でも珍しい事業だと思うので、その構造というのが入ると一体的ではないか。

(内藤会長)

事務局はよろしいか。

(事務局)

見沼というエリアを設定するのはすごく悩んだ。かなり広大なエリアであるため、どうしても対象となるものがこうした点のような形になってしまっている。見沼ならではの特徴を検討していきたい。

(茂木委員)

地域という言葉が入ると、観光資源としてもよいし、福祉という視点からもよい。他にも素晴らしい桜の並木があり、今でも散歩をしている人は多くいる。これもぜひ入れて欲しい。福祉の問題と観光の問題にプラスするという、そういう観点だ。

(内藤会長)

よろしいか。

(波多野委員)

さいたま市というのは不思議なところで、例えば新規住民が建売住宅に住む。そしてその建売住宅の周りを見て、この里山の自然が好きだと平気で言う。あなたが住んでいるところ自体が里山を壊して住んでいるというふうに考えていない方もいると思う。そうした中でこの計画は誰に対する宣言なのか。つまり、都市化のスプロールを許容しながら、文化財を守るという話なのか、それとも地域文化を守るためにやっぱりスプロールをある程度抑制しなきゃいけないかどうか。選挙の際のように賛否は言わないというような約束事なのかもしれないが、ここでは言えるのではないか。そしてここではスプロールを抑えて自然環境を守っていくなど危ない橋を渡っていくべきではないかと感じる。

(長井委員)

波多野先生の発言のとおりで、今こうしたものを作成しているというのは大変有意義なことだと思うが、これを地域の人たちがどれだけ理解をしているのか。こういうことが今まきに行われていることを地域にどれだけ下ろされているのかということが、非常に重要なのではないかと思う。言及されていることが、今まきに私の最寄りの駅のところで起こっているが、それは雑木林がなくなってしまった、桜が切られてしまいそうになっているというように、今年度来年度の話ではなく、明日にも行われてしまうかもしれないということであ

る。こうした思いは、地域で意識のある方は持っているが、そうではなくどこかから来た業者やあまり関係ないところの担当部署の方が、産業の振興のためと言って、どんどん進めている。本件も文化財の指定ということが大前提で話し合われているが、こうした大事なことは決まってしまったというお知らせではなく、事前により広範囲に向けて、こういうことが今行われているのだ、今こういうことが考えられているから、皆さんもそのつもりでいてくださいというようなお知らせのようなことがあったらいいのではないか。

(内藤会長)

今出たような意見は策定協議会に持っていけるか。採用されるか否かは別として今度の協議会に持ち込んで欲しいと思う。他に何かご意見はあるか。

(清水委員)

用語の確認から入りたい。

何を言いたいのかわからないと皆困ると思うので、まず用語を確認した上で、何をどこまで市民に定義して知らせるのかということ、ここで共通理解とまでいかないまでも、話題にしたいと思う。

まず議事録の24ページ。確認だが、この内容で確定ということによろしいか。

(渡辺委員)

議事録としては確定しているということだと思う。

(清水委員)

承知した。

文化財という言葉の使い方として、議事録上「指定文化財、未指定の文化財という言い方をしてきたが、未指定の文化財という言い方はふさわしくないということで言葉の整理をした」、「いわゆる指定の区分に入らないものを含めたものを歴史文化遺産とする」、「指定文化財、それ以外のものも含めて、歴史文化遺産とする」という内容が示されているが、一方で第2章以降の「さいたま市の文化財」の中では、指定文化財、未指定の文化財という言葉が使われていて、歴史文化遺産という言葉がここには出てきていない。そうすると歴史文化遺産の位置づけが浮いてしまう。文化財と歴史文化遺産という言葉が混同されているので、例えば第7章の「歴史文化遺産の総合的な保存と活用」という場合に、何をどこまで保存するのかもしくは活用するのかということは、よくわからなくなる。そうすると、示された文化財保存活用区域や関連文化財群の地図なども、歴史文化遺産という言葉を使うならば、全面的な再考が図られる可能性があるのではないか。

それからもう一点。(第4章(16ページ)の)方針の中の「文化財データベース」は、「歴史文化遺産データベース」とならないか。そしてそれは、常に追加されることにならないか。追加されること自体が悪いということは全くないが、このあたりの用語が今のところ混同されていることによって、計画全体が曖昧になっているのではないのかということをお願いしたい。

(事務局)

作っている方も混乱してしまうところがあって、これとは別に、文言の定義という章を作って、そこは説明するように進めている。今回お出ししたものについてはご指摘のとおり混同しているところが多々あるかと思う。そこはしっかりと整理していきたい。

(事務局)

執筆している中で、未指定文化財や文化財という言葉になっているものを、今一つ一つ点検しながら、歴史文化遺産というものに、基本的に変えていく作業をしている。文言の整合性をとりながら文章を作っているところなので、今日の資料では、混在している部分があり申し訳ない。

(清水委員)

承った。まだ作成途中ということで、今後直す余地があると理解した。

また、重点区域のようなところを設定すると、漏れたところの歴史文化遺産を探そうという意識、もしくは見出そうという意識が、文化財保護課の方々や、市民の方々にとっても落ちてしまう可能性がないだろうか。歴史文化遺産という言葉を使うのであれば、どこにだってあり得るので、例えば、この重点区域を示した上で、指定文化財がよく残っているところと、それに関わる歴史文化遺産が残っていると考えられるところをグラデーションにするなどが必要ではないか。現状だと、それ以外のところはありませんというように見えてしまうので、さいたま市全体を歴史文化遺産の保護保存活用地域と考えるべきではないか。

(事務局)

全体の中で特徴的であり重点的なところで挙げたが、これに限ったことではない。

(渡辺委員)

17、19 ページの図について。当初もっと細かく地域が限られていたが、それをやめて、おっしゃるように、楕円で書いてあるが、これは淵がぼやけたような表記に変わった。ここでお示しするためにこの形にしているはず。概要版はこうだということだ。

(事務局)

確かに策定協議会の委員の先生からも明確な線で区切るのではなく、もう少しぼやかした方がいいという意見をいただいている。

(渡辺委員)

清水先生の言うとおりの。その他はないというわけではない。濃いところもある、ただ他にもあるでしょうというニュアンスを残した表記にはなる。

(清水委員)

承知した。私からは以上だ。

(重田委員)

10 ページの図について。指定・登録等文化財というのが狭義の指定文化財ということか。

歴史文化遺産には、スポーツ・食べ物・交通・芸術・産業が入る。私の最初の理解だと、有形文化財、無形文化財の中にも指定になってないものもたくさんあるので、それも含めて全部が対象になるというふうを考えていた。だが、歴史文化遺産という概念を使ったことに

よって、産業などが含まれる。これらが含まれるのはよいが、真ん中の文化財の未指定のものがどこに行ってしまうのかが、私にはよくわからなかった。個人の理解では、真ん中の核の部分の文化財の未指定のものについても、歴史文化遺産にきちっと入ってくれるだろうと思っていた。

未指定のものを対象にしていながら、実際これをやると指定されているものもきちっと保存されず未指定のものもろくに保存されないという虻蜂取らずなことになるのではないかという発言を前回の会議でした。この10ページの図について後でもう少し詳しく説明してもらいたいと思う。

(内藤会長)

言葉一つ一つの文言集のようなものも今作成しているということだろう。そういう中に今の意見もうまく入れていただきたい。それがないとわからない。

あるときから、東京の国立博物館の展示品の説明の中から「資料」という言葉が消えた。指定文化財と文化財になってしまった。それまで我々は資料という言葉で言っていたのが、文化財という言葉に全部入れ替わってしまった。資料というのはイコール文化財ではあるけれども、何故そのように変えたのかということ、文化庁に問い合わせたが、その返事は来ない。そのままになっている。とにかく、その辺から文化財という概念も皆さんそれぞれになっているように感じる。今この場でも指定登録以外の文化財はどこが入ってくるということになってしまう。だからそういった文言集もしっかり作ってもらいたい。

以上